

看護師による特定行為の実施について

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて看護師が行う「診療の補助」であり、厚生労働省が定める行為です。

この行為は厚生労働省の特定行為に係る看護師の研修制度を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師が実践可能な診療の補助行為です。

看護師による特定行為を実施するメリットは、看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、タイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することにあります。

患者さん・ご家族の思いや悩みに寄り添いながら、不安を少しでも軽減し、笑顔が増えるように支援していきます。

特定行為の実践に関して、ご意見・ご質問、ご相談がございましたら、主治医や看護師、お近くの職員へお気軽にお尋ねください。

当院で実施している特定行為

特定行為	内容
褥瘡(床ずれ)などの傷の処置	傷の血流のない壊死組織の除去を行います
	創傷に対して陰圧閉鎖療法を行います
点滴の調整	脱水症状に対し輸液による補正を行います
	高カロリー点滴の内容や輸液量を調整します
インスリンの調整	状態を確認しながらインスリンの投与量を調整します
気管カニューレの交換	状態を確認しながら気管カニューレを交換します
胃ろうカテーテルの交換	状態を確認しながら胃ろうカテーテルを交換します
感染徴候のある時の薬剤調整	状態を確認しながら抗菌剤等の調整を行います

<特定行為実施に対する同意について>

上記にお示した特定行為実施へのご協力に関しましては、包括同意をもってご了承頂いたものと判断させていただきます。ご同意頂けない場合であっても、治療および看護上の不利益を被ることはありませんのでご安心ください。特定行為の実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。患者様の個人情報につきましても適切に管理いたします。

ご同意いただけない場合や、ご意見、ご相談などございましたら、患者相談窓口までお申し出ください。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

特定行為に関するお問い合わせ先： 済生会広島病院 患者相談窓口 082-884-2566

月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日、12/29～1/3を除く